

**【神奈川県】令和4年度の食品中の放射性物質検査計画**

**1 県内農林畜水産物の放射性物質検査計画**

区分	対象区域	対象品目	検査の頻度等	1回の検体数	検査実施機関
農産物	県下全域	野菜類、果実類、茶等県内の主要農産物	必要に応じて	必要数	民間検査機関
林産物	県下全域	原木しいたけ	年2回	1検体	民間検査機関
畜産物	東部・西部 (注1)	原乳	1回程度／ 2～3月 (東部又は西部)	1検体	衛生研究所
水産物	東京湾・相模湾 (注2)	海産魚介類、海藻	1回／2月	3検体	民間検査機関
	相模川等 (注3)	内水面魚類：アユ、ワカサギ、ニジマス、ヒメマス	主要漁期に 1回	1～2検体	

(注1) 県を東部・西部の2区域に分けて実施

東部：鎌倉市、逗子市、三浦市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町（7市1町）

西部：平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、南足柄市、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村（6市11町1村）

(注2) 東京湾及び相模湾の魚種等を実施

東京湾（横浜市柴漁港等、東京湾岸の漁港で水揚げされたもの）

相模湾（横須賀市佐島漁港、小田原漁港等、相模湾岸の漁港で水揚げされたもの）

(注3) 相模川、酒匂川、早川、芦ノ湖等の漁業権が設定されている河川等の漁業権対象魚種を実施

## 2 県内に流通する加工食品等の放射性物質検査計画

区分	対象品目	検体数	検査実施機関
加工食品等	穀類加工品 野菜類加工品 等	70検体	衛生研究所

次の事項を踏まえ、検査する食品を選択する。

- (1) その食品又は主な原材料である食品の産地が国産であることが確認された食品であり、特に17都県（＊）を産地とする、または、製造施設が所在する食品について検査を実施する。
- (2) 原因追求を可能とするため、加工度が低く、主原材料が単一である食品を中心に検査を実施する。
- (3) 対象施設における食品の管理状況を確認して、食品中の放射性物質検査が必要であると判断される食品について検査を実施する。

\* 17都県：青森、岩手、秋田、山形、宮城、福島、群馬、栃木、茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、山梨、静岡

## 3 水道水（県内の上水（蛇口水））の放射性物質検査計画

測定頻度は1年に1回、採取地点は横須賀市内で、衛生研究所が検査を実施する。

## 4 学校給食食材（県の学校給食の食材）の放射性物質検査計画

必要に応じて、学校給食において使用される食材の放射性物質検査の実施を支援する。